

令和2年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和2年12月14日 午前10:00

○散 会 午前10:34

○出席議員（15名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	6番 佐 藤 敏 雄	8番 中 川 光 博
9番 澤 井 昭 二 郎	10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（2名）

7番 鏡 仁 志	12番 藤 原 典 男
----------	-------------

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 伊 藤 貢	総 務 課 長 千 葉 秀 樹
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 菅 生 司
産 業 課 長 佐々木 涉	都市建設課長 畠 山 修
健康推進課長 石 井 幸 子	学校教育課長 山 田 敬 輔

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二

令和2年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和2年12月14日（4日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 議会運営委員会の報告（議会運営委員長）

日程第 2 議案の訂正の申出について

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

なお、7番 鑑 仁志議員からは欠席の届け出がありますのでご報告致します。

まだ12番 藤原典男議員からは連絡ありませんけれども、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。6番 佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、12月11日に議案の訂正の申し出についてを議題として、委員、議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

本日の本会議の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より議案の訂正の申し出について概要説明を受けた結果、本日の本会議にて取り扱うことと致します。

訂正を申し出る議案は、議案第74号、75号、76号、77号で会議初日に委員会付託されておりますが、委員会から本会議へ審査権が移りますのは委員長報告が終了してからになりますので、本日はまだ報告前であり、審査権は常任委員会にあることとなります。付託がまだ継続しておりますので委員会での審査になります。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、本日の本会議で本案が承認されたのち、社会厚生、産業建設常任委員会で再審査することとなります。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。

【日程第2、議案の訂正の申出について】

○議長（西村 武） 日程第2、議案の訂正の申し出についてを議題とします。

議案の訂正の申し出については、当局より説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） おはようございます。

令和2年第4回定例会に提出しております議案の訂正についてご説明致します。

このたびの議案の訂正については現在、新型コロナウイルス感染症の第3波とも呼ばれる感染が全国で猛威を奮っている状況にあり、今後の社会経済状況が見通せない中、本市財政への影響等を鑑み、指定管理者の指定期間については3年が妥当と判断したものでございます。

それでは、議長あてに提出致しました議案の訂正の申し出についてをご覧ください。

議案の訂正の申し出について。

令和2年11月30日に提出しました第4回潟上市議会定例会提出議案の一部について下記のとおり訂正を申し出ますので、潟上市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

1 訂正を申し出る議案は、議案第74号から議案第77号までの指定管理者の指定についての4件でございます。

訂正する箇所でございますが、いずれも指定の期間についてであり、「令和3年4月1日から令和8年3月31日まで」としていたものを、「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」と訂正しております。

3 訂正の方法でございますが、当該議案の差し替えとなります。

以上でございます。ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これより訂正の申し出についての質疑を行います。質疑ありませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今回4つの議案について訂正を申し出る議案でありますけれども、当初提案するにあたっては、熟慮に熟慮を重ねて提案された議案だと思います。ただいま市長からコロナウイルスの影響でいろいろ縷々説明申し上げましたけれども、コロナウイルスは、もうこの提案する前からコロナ禍はもういろんな影響があるということで、それはもう皆さんもご承知のことと思います。これについては、よほど大きな政策的な変化がない限りこの5年を3年にするというか、こういったことについては未だかつてないことでありまして、しかも、先にもう委員会が終了して明日が最終日という時期になって今こういった提案するという事は、確かに規則的には何ら問題はないのですけれども、私はこのことについてはよほどの理由が、例えば申し上げたコロナの関係での今理由ですけれども、私はちょっとこの辺についてはいかななものかと感じます。これまでも前例のないことでもありますのでもう一度、そのコロナだけの理由なのかどう

か、しっかりした私はもう一回その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症、これは先が今本当に見えない、第3波と称されるものについても、我々は予測がつかない中でこういう事態を迎えております。確かにコロナウイルス感染症は、今年のはじめから感染症が広がってはいますけれども、このような事態になるないしは先を見通すことはまずできないということが、私が先ほど申し上げた1つの理由。そして、それに伴って今後の社会経済状況が見通せない、さらには今回一般質問等で議員の皆様から、本市財政の懸念等についてのご質問をいただいておりますけれども、そういった影響等も考えると、5年という指定期間での我々がもう一度議会の方にチェックをし、当局の方でも大きくそこを評価しということが、実はこれは時代の推移に少し、今の状況からすると合わないのではないかということが私の判断でございます。それで、私どもの指針にある指定期間は3年から5年原則としてするということの最短である3年というものにあわせて、そしてもう一度私どもでチェックをし、議会の皆様からご評価いただきながら次の指定管理に向かっていきたい。さらには今般指定管理、もしお認めいただいた場合でも、その間の評価については、我々はきちんとしていきたいという私の心づもりというか決意ということを表したものでございます。これが私どもの提案理由でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） よろしいですか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） このコロナ禍によって、当初5年というあれで指定管理の提案されたのですが、今回3年ということの提案ですがちょっと、確かにコロナがこの後どうなっていくかわからない中でこの5年と3年の期間、これから5年でも3年でもいいのですが、その期間がどうしてこの5年から3年に変えたのか、ちょっとインパクトが足りないのではないかと思います。やはりよほどの政策的なことが変化がなければ、こういった提案というのは当局としてはいかなものかなと思いますけれども、その5年から3年に変えたその理由はそのコロナだけでそう簡単に変えられるとなれば、これから当局の提案が本当に信頼性も失われてくるし、やはりこういったことに対してはきちんとした、このコロナだけ、私ちょっと疑問に思います。5年が3年にするのはそれはいいんですけども、何かその提案というその重さが、ちょっと当局の自覚が足り

ないのではないかと私思いますけれども。もう一度答弁お願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

私、先ほど提案の大きい理由を2つ申し上げております。コロナウイルス感染症が先が見通せなくて、今後の社会経済状況が見通せないということがまず大きい第1点。それから第2点が本市財政の影響、つまりこれから私どもは、合併の特例という恩恵を脱して、持続可能な市政運営に努めていかなければならないという財政状況を抱えております。その大きい2点を私先ほど理由としておりまして、さらに5年を3年にしたのは、私どもが定めている指定管理の指針ガイドライン、それに3年から5年と書かれている。そして、今まで概ね2回目からの指定については5年という選択をしてきました。私どももそれが今回最初の部分において適当だと思っておりましたが今般、このコロナウイルス感染症の収束がどうしても見通せない。それから2つ目が、本市財政への懸念を言っていただく議員さんが多かったということ、さらには、各委員会での審議の状況を私の方に報告してもらっています。そういったものを総合的に勘案したときに、私どもは5年の大きいチェックではなくて、3年経ってもう一度皆様方にもチェックしていただこうと。それから私どもが指定管理、これから様々な、何人もの方からご指摘いただいておりますが、そう財政的にも負担が小さいわけではない、そういったものを私どもが評価するにあたっては、そのサイクルは一体何年が適当なのかと。私は、今回短い方にあわせて一度チェックしてみたいということでもあります。ですから、ガイドラインを大きく踏み外して私ご提案申し上げていることでもなく、それから、これからやっていくときに、この5年なのか3年なのかそれとも4年なのか、これがどこが適当かということ、この指定管理者制度もう一度議員の皆様方ともお話しをしてみたいということもあり、そういった端緒にもなればということも考えてございます。私ども先ほど申し上げたとおり2つの大きい理由と、我々のガイドラインに沿ったうえでの訂正ということでございますので、なにとぞご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 宜しいですか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 市長からは、指針で3年から5年と再三言われておりますが、私の記憶では、委託契約は、初回が3年、次回からは5年というような記憶があります。指針に、文書でされているとすれば今回限り3年ですか、考えですか。継続3年という考え方でしょうか。文書でもし指針が残ってあるとすれば3年に変えるべきことかと思

いますが、その点いかがですか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

今回を機にして3年に、そこのガイドラインもきちんとしたルール化した方がいいのではないかと。それも含めて先ほど申し上げたとおり、このガイドライン等についても今回を端緒にして、私ども指定管理が一体何年が適当なのかということを議員の皆様ともそこは議論してみたいと。そのうえで、変える必要があればそれはそう致しますし、今のところは原則3年から5年と、議員ご存知のとおりなのですがなっておりますので、それが今までの慣例でもまだないのでしょうけれども初回が3年、そして2回目以降が5年というのが概ね踏襲してきた内容でございました。ですので、そこの部分もこれから議論していきながら、当然当局の方でも議論を重ねていきながら、もしその部分について変更が生じた場合には、議会の方にもご報告申し上げるとともに、ご意見も賜るということをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 今の理由はいろいろわかりましたけれども、私にとっては大きな理由というわけではないと。まずはっきり言って、財政についてもこのあと厳しくなるという話もさっきしました、それも聞いておりますし、そしてコロナ禍についても、今始まったことではないということの中の理由にしては、何かちょっと足りないのではないかなと思いますけれども、この理由についてはまず置いておいて、私はひとつ考えるのが、前にもらった資料の中に、先に選定委員会を経て今回の指定管理を出されたというのが記載されておりました。ということは、今回また変えるにあたって、選定委員会にもう一度差し戻して、しっかりルールに則ってそれをなされたのかどうか。そしてもしされたとすれば、選定委員会でどういう意見があったのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

選定委員会に差し戻したのかということだと思いますけれども、選定委員会そのものは、業者の方々を選定するための選定委員会ということで、その条件の中には当然5年というスパンもうたいながらの申し込みいただいて、それを選定委員会で選定した業

者ということになります。そしてその選定委員会で決定したものを報告として市長の方に報告し、市長が判断し、それを議員の皆様は今お諮りしているところでございます。そして今回、訂正という形を取らせていただきました。そしてそのことに関しましては、報告を受けた市長が皆様にお計らいする範疇の中にあるものと考えておりますので、選定委員会に差し戻ししてということではございません。

○議長（西村 武） 15番小林悟議員。

○15番（小林 悟） 話を聞きますと、選定委員会に戻したということではなくて、選定委員会を開いていないということでしょうか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

そのとおりでございます。

○議長（西村 武） 15番小林議員。

○15番（小林 悟） 理屈を言えばそのとおりになるかもしれませんが、じゃあ何のために選定委員会あるのかどうか。いわゆる選定委員会のいろんな意見を聴取しながら、それを中の意見を確認しながら市長が決める、それはそれでいいと思いますけれども、その選定委員会開かないのであれば、その選定委員会なるものがいらぬのではないかとそこまでの考えになってしまいますが、選定委員会ってそんなに軽いものなのではないでしょうか。その辺もう一つお聞かせください。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

本会議の初日30日、皆様のお手元に選定委員会の結果表をお配りしております。あくまでも選定委員会は、その業者がその指定を受けるにふさわしいかどうかを判断しているものでございますので、そういう軽いかそういうことではないと。あくまでも業者がその指定を受けるにふさわしいかどうかを選定させていただいたということで、それは数値として皆様にお示ししたということでございます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 市長から、コロナと財政の見通しがということで提案を差し替える。それはそれでいいのですけれども、その前に何かがあったんじゃないのかと。かの委員会の審査内容、審議内容、市長、当局重々聞いていると思いますけれども、総務でも、体育館とテニスコート場の3年の分については否決されているわけですがけれども、

そんなことからいろいろな動きがありまして、市長から、これは15日通らないかなという事で尻尾を巻いたのかなと思うのですけれども、そんなやり方でいかなものかと。これは議長も受けるわけですから議会も受けるわけですから、この費用たるものいくらかかりますか。大変なことだと思います。前代未聞でこんなことないです。ですから、粛々と明日を迎えて議決してもらって、その結果について重々審議されて再度当局の考えを示して、後日改めて議会の理解を求めようということによかったのではないかと思うのですけれども。議長職権でもって本会議開催を今日やるということですから、我々招集されて来るのですけれども、来ない議員もおるわけですが、これもまたいかなものかと思うのです。市長どう考えているかその辺ちょっともう少し、市民の声も聞いていると思うのですけれども、安易に提案してものを取り下げして条件を変えるというのはこれは本来できないのです。昨日やっているのですから、その辺の考え方をもう一度レジメにコロナとか財政の見通しとかではなくて、一般的にどう考えているのか、ちょっともう一回所見をお伺いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

当然、私どもはこの定例会に臨む前に、この指定管理については議案にのぼるということで、その時点での判断として3年ないしは5年ということをご提案申し上げました。先ほど申し上げたとおり、ただ、状況はそのコロナウイルス感染症というのは、今年のはじめからもう我々の話題の中にのぼって今も苦しんでいらっしゃる方がいらっしゃるわけで、そういったことにはとおっしゃいますが、ただこれすらも、少なくとも私が生きている間では初めてのことで、そしてこの状況の中でどういう政策判断をしていくかというのは、私自身は大きな背景のひとつになろうと考えております。

それから財政状況についても、これをわかっていたじゃないかということはあるわけですけれども、確かにその中で、我々の政策をチェックするその期間、これが5年がいいのか3年がいいのかということは、これは実は委員会の審議のまだ出来上がってはいないですけれども、議員さんの方からもそういった声があるということもありました。粛々と当初の提案のとおり最終日、明日でございますが臨めばいいじゃないかということもありますが、私はまず1つは、この指定管理を考えるにあたって、先ほど小林 悟議員からもご質問ありましたけれども、まず選定されたこの事業者の皆さんがどうなのかということの意を唱えたということは、私はほぼなかったのではないかと思います。

問題は、一番の話題に出ていたのはやはりそのチェック期間の問題で、これは私は、それが短いサイクルでチェックした方が、それは制度は高まるという可能性が強いという判断をしたものです。ですから、別に私がその中で、それも先ほどから何度か副市長申し上げたとおり、議会のルールの中で、そして私どもが取り得るこの会期中でどうなのかと。これは私自身も重々考えはさせていただきました。別に軽々に訂正を申し出たわけではございません。ただやはりこの指定管理という問題は、今後も潟上市の行政運営の中では大きいひとつのテーマになるのではないかと。ひょっとしたらその対応を誤ってしまうと、誤るかどうかはそののちの方々の検証ですが課題になってしまうのではないかと。行政運営は継続が基本ですので、これはすぐには大きく舵を切っていくと、そこは激変ということでそこはなかなかできない。であれば、今先を見通せる中で、我々がそのルールの中でどういう、この中で私は改善だと思っておりますけれどもできるかということ私なりに考えて、そして今日議会の方にご訂正を申し出たと、議長さんの方に訂正を申し出たと。そして今ご質問受けていますとおりでございます。ですので、何も軽く考えてこれはいと出したのではなくて、私なりにこのテーマはやはり重いということの中で、今私に対応できるものとしてどういうものがあるかということ、役所内でも議論して行って、ここは3年という形で訂正を申し出た方がいいという判断を最終的に私が下して今日に至ったということでございますので、なにとぞご理解いただければと思っております。

○議長（西村 武） 2番戸田議員。

○2番（戸田俊樹） 市長から長々とそのコロナだ財政だ見通しだチェック期間だということで、今が訂正するチャンスだと。これは本当にいかがなものかと思えます。結果はどう出るかわかりませんが、本来はやっぱり押し切ってほしかったなと思って質問を終わります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案の訂正の申し出について採決をします。議案の訂正の申し出について賛成の方は起立願います。

（「議長、討論はありませんか」の声あり）

○議長（西村 武） 討論はなしです。

もう一度お諮り致します。

議案の訂正の申し出についての賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案の訂正の申し出については、原案のとおり承認されました。

ここで、訂正した議案を配付致しますので、暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

.....
午前10時33分 再開

○議長(西村 武) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

以上をもちまして、本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会しますが、この後すぐ、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会を開催し、ご審議をしていただきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

なお、明日12月15日火曜日午後1時半から本会議を再開しますので、ご参集のほどお願い致します。

(「議長。」の声あり)

○議長(西村 武) もう終わりました。本日どうもご苦勞様です。

(「何で委員長に付託しないの。委員会開くってば。特別委員会に付託しないの。特別委員会に付託するのが平等でないですか。」の声あり)

○議長(西村 武) ですから、今、委員会継続中なので、この後すぐ社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会を開催して審議をお願いしたいということを今申し上げたので、委員会継続中なのですよ今。

(「それ、議長権限でできるの。」の声あり)

○議長(西村 武) そうなっています。ですから、このことについて、ひとつ審査はしてくださいということです。終わった後すぐ開いてくださいということです。

(「少し軽々だよ。議長。私の発言を止めるに早すぎる。」の声あり)

○議長(西村 武) ということで、本日はこれで本会議は散会します。

午前10時34分 散会